

正 本

庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号 損害賠償請求事件

原 告 高 野 邦 夫

被 告 × × × ×

平成 29 年 7 月 13 日

庄原簡易裁判所 御 中

訴えの変更申立書

記

原告は、被告に対する請求額を金412,340円から金612,340円に拡張し、次の通り請求の趣旨を変更する。

請求の趣旨の変更

1. 被告は原告に対し金 600,000 円(傷害分金円・邸宅侵入分金 300,000 円)、及び平成 29 年 5 月 2 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払をせよ。
2. 被告は原告に対し治療費金 12,340 円、及び平成 29 年 5 月 8 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払をせよ。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。

以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

※邸宅侵入分金 100,000 円から金 300,000 円への増額変更です。

平成 29 年 7 月 13 日

以上原告 高 野 邦 夫